

亀山市告示第149号

亀山市経営開始資金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市経営開始資金交付要綱

亀山市経営開始資金交付要綱（令和4年亀山市告示第213号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、農業従事者が減少する中、持続可能な農業を実現するため、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、新規就農者育成総合対策に係る経営開始資金（以下「資金」という。）を交付することに関し、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱1」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱2」という。）及び亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号。第10条第1号において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 資金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者又は市内に主たるほ場を有する者で国実施要綱1別記2の第5の2の（1）及び国実施要綱2別記1の第5の2の（1）に掲げるものとする。

（資金の額等）

第3条 交付する資金の額は、1月につき12万5,000円とする。

2 夫婦で農業を経営する場合における前項の規定の適用については、同項中「12万5,000円」とあるのは、「18万7,500円」とする。

3 資金は、原則として6月分を単位として交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、1年分の資金を一括で交付することができる。

（交付期間）

第4条 資金の交付期間は、国実施要綱1別記2の第5の2の（2）及び国実施要綱2別記1の第5の2の（2）に定めるとおりとする。

（青年等就農計画等の承認申請）

第5条 資金の交付を受けようとする者（次条第1項及び第12条において「申請者」という。）は、青年等就農計画等（変更）承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

（青年等就農計画等の承認）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、青年等就農計画等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定により認定を受けた青年等就農計画に国実施要綱1別紙様式第2号又は国実施要綱2別紙様式第2号を添付したものをいう。以下同じ。）を承認し、青年等就農計画等（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に掲げる審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができる。

（青年等就農計画等の変更）

第7条 前2条の規定は、前条第1項の規定により青年等就農計画等の承認を受けた者が青年等就農計画等を変更しようとする場合について準用する。

（資金の交付申請）

第8条 第6条第1項の規定による承認を受けた者（次条において「交付対象者」という。）は、経営開始資金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長が定める日までに市長に資金の交付を申請するものとする。

（資金の交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、資金の交付を決定し、経営開始資金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、前条の規定による決定に次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 国実施要綱1、国実施要綱2、規則及びこの告示を遵守すること。

（2） 第12条に規定する必要な事項の報告又は現地への立入調査に協力すること。

(資金の交付請求)

第11条 第9条の規定による決定を受けた者は、経営開始資金交付請求書（様式第5号）により市長が定める日までに市長に資金の交付を請求するものとする。

(立入調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告を求め、又は現地への立入調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、資金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市経営開始資金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 5 条、第 7 条関係）

年 月 日

青年等就農計画等（変更）承認申請書

亀山市長 様

申請者 住 所：

氏 名：

（夫婦の場合、連名で記入）

電話番号：

青年等就農計画等の承認を受けたいので、亀山市経営開始資金交付要綱第 5 条（第 7 条において準用する第 5 条）の規定により申請します。

添付書類

- （１）青年等就農計画等（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の規定により認定を受けた青年等就農計画に新規就農者育成総合対策実施要綱別紙様式第 2 号又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別紙様式第 2 号を添付したもの）
- （２）身分等を証明する書類（マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等）
- （３）家族経営協定書（夫婦間）の写し（夫婦による申請の場合に限る。）
- （４）その他関係書類

様式第2号（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長



青年等就農計画等（変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった青年等就農計画等については、審査の結果、適当と認められるので承認し、亀山市経営開始資金交付要綱第6条第1項（第7条において準用する第6条第1項）の規定により通知します。

1 経営開始時期

年 月

2 交付期間

年 月 ～ 年 月

経営開始資金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

氏名

（夫婦の場合、連名で記入）

亀山市経営開始資金交付要綱第8条の規定により経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日						
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日						
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載									円
今回の交付申請額 ^{※3}									円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成		☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない							

※1 本人が属する世帯（生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を含む。）の所得が原則 600 万円以下であること。
※2 地方税法第 292 条第1項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額
※3 亀山市経営開始資金交付要綱第3条第1項又は第2項に規定する金額を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金						店・所						
	金融機関コード						支店コード						
	預金の種類		普通預金・当座預金				口座番号						
	ゆうちょ銀行	記号					番号						
口座 名義人		(ふりがな) 氏 名											

添付書類
・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等に提出した確定申告書の写し等）。

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

亀山市長



亀山市経営開始資金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった経営開始資金の交付について、次のとおり決定したので、亀山市経営開始資金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- （１）新規就農者育成総合対策実施要綱、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱、亀山市補助金等交付規則及び亀山市経営開始資金交付要綱を遵守すること。
- （２）亀山市経営開始資金交付要綱第 1 2 条に規定する必要な事項の報告又は現地への立入調査に協力すること。

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所：

氏 名：

（夫婦の場合、連名で記入）

経営開始資金交付請求書

年 月 日付け亀 第 号により交付決定を受けた経営開始資金について、亀山市経営開始資金交付要綱第 1 1 条の規定により次のとおり請求します。

請求額

円